

マガジン選隊事業募集要領

1 マガジン選隊募集の目的

マガジン選隊事業（以下「事業」という。）の導入により、所蔵する図書の確保と充実を図り、安定した図書館サービスを提供することを目的とします。

2 事業の内容

各オーナーには、芦別市立図書館（以下「図書館」という。）の指定する雑誌リスト等又は提供を希望する雑誌等を選定し、購入費用を負担していただきます。

読み終えた最新号雑誌等のご寄贈も対象となります。

ご寄贈いただいた雑誌等は図書館に配架いたします。

各オーナーは、希望により次の各号の特典を受けることができます。

- (1) 寄贈していただく雑誌の最新号カバー表面に氏名（会社名を含む）及びカバー裏面に広告を掲載することができます。
- (2) 提供していただく新聞の新聞挟みに広告を掲載することができます。
- (3) 芦別市立図書館のホームページ及び図書館だより等にオーナーの氏名その他館長が適当と認める事項を次の期間内で表示することができます。

ア 図書館ホームページ 通年掲示いたします。

イ 図書館だより等 年1回

3 オーナーの対象

オーナーになることができる方は、企業、団体、個人とし、次の各号のいずれかに該当する場合は、オーナーになることができません。

- (1) 市の入札参加資格の指名停止措置を受けている方
- (2) 政治又は宗教活動に関する方
- (3) 前各号に掲げるもののほか、図書館長が適当でないとする方

4 オーナーの期間及び広告の掲載期間

オーナーの期間及び広告の掲載期間は、オーナーとして決定した日の属する月又はその日の翌月から当該年度の3月までといたします。ただし、オーナーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができます。

5 申込み方法

「雑誌等オーナー申込書」（別記第1号様式）に必要事項を記入し、申

込書は押印（法人・団体の場合は代表印）し、次の各号の書類を添付して直接持参いただくか、ご郵送ください。

なお、同じ雑誌等に申込みが重複した場合は、原則先着順といたします。

- (1) 広告図案内容
- (2) 法人・団体の場合は、会社概要、市町村税の納税証明書（写しでも可）、業種等が判別できる資料

6 オーナーの決定

オーナーの決定については、「雑誌等オーナー決定（却下）通知書」（別記第2号様式）によりその可否を通知させていただきます。

7 オーナー決定の取消し

オーナー期間中に、対象要件に適さなくなった場合、オーナーの決定を取消すことがあります。

取り消しを行ったときは、「雑誌等オーナー決定取消通知書」（別記第3号様式）により、オーナーに通知いたします。

8 雑誌等購入費の支払い

定期購読にてご寄贈いただく購入代金のお支払いは、オーナーが納入業者に直接お支払いください。

- (1) 代金のお支払いは、オーナー期間の全額をお支払い願います。
- (2) お振込の場合の振込手数料等別途係る経費については、オーナーのご負担となります。
- (3) ご寄贈いただく雑誌が休刊または廃刊により購入不能となったときは、図書館と協議のうえ、他の雑誌等に振り替える場合があります。

9 雑誌等の寄贈方法等

- (1) 納入業者が図書館に直接納品することといたします。
- (2) 最新号の雑誌等をご寄贈いただく場合、落書きその他の汚損等がない状態で、次の期日までに図書館に持参、郵送等によりご寄贈いただきます。

ア 週刊誌及び隔週雑誌 発刊後1週間以内

イ 月刊誌及び隔月刊誌 発刊後2週間以内

ウ 季刊誌 発刊後1カ月以内

10 広告の規格、表示方法

- (1) 寄贈いただく雑誌の最新号カバー表面及び提供新聞の新聞挟み表面についてはオーナーの氏名（会社名を含む）の表示とします。

表示の大きさ 縦 5 c m、横 1 5 c m以内 地色は白色、文字は黒といたします。

- (2) 最新号カバーの裏面及び新聞挟み裏面に広告を 1 枚挿入できます。広告は、片面印刷のものを各オーナーに用意していただきます。なお、裏面広告の内容は何度でも変更することができます。表示の大きさ A 4 サイズ以内といたします。
- (3) 配架位置等は図書館で決定いたします。

11 広告の内容

広告の内容は、図書館の公共性等を損なうおそれのないものとします。広告を掲載する場合は、オーナーと図書館が協議するものとします。また、次に該当するものは、広告の掲載をいたしません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号（食堂又はレストランで専ら飲食をさせる営業を除く。）に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
- (6) 商品価格及び販売に関する広告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと図書館長が認めるもの

【申込み・問合せ先】

芦別市立図書館 管 理 係

〒 0 7 5 - 0 0 4 1

芦別市本町 1 7 番地

電 話 0 1 2 4 - 2 2 - 2 2 0 4

F A X 0 1 2 4 - 2 2 - 2 9 9 4

Email

tkanri@city.ashibetsu.hokkaido.jp